

（日本国政府とフランス共和国政府との間の使用済燃料の輸送及び再処理、放射性廃棄物の返還等に関する交換公文）

（日本側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本使は、千九百九十年四月九日にパリで作成された議定書により改正された千九百七十二年二月二十六日に東京で作成された原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とフランス共和国政府との間の協定、二千六年二月二十七日にブリュッセルで作成された原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定、千九百九十七年九月五日にウィーンで作成された使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約及び二千二十二年三月三十一日に署名された国立研究開発法人日本原子力研究開発機構のふげんの使用済燃料の再処理に関する国立研究開発法人日本原子力研究開発機構とオラノ・リサイクルとの間の基本枠組契約（以下「基本枠組契約」という。）に言及するとともに、基本枠組契約の対象となる使用済燃料の再処理から生ずる放射性廃棄物の日本国への返還の最終期日を超える場合に双方の事業者に適用される適当な措置に関する規定が基本枠組契約に含まれて

いることに言及する光栄を有します。

本使は、更に、基本枠組契約の対象となる使用済燃料のフランス共和国における再処理に関する両政府間で到達した次の了解及びその了解がフランス環境法典第L542-2条及び第L542-2-1条1の規定に留意して、両国が当事国である適用のある国際協定及びそれぞれの国において効力を有する関係法令に従って実施されることを日本国政府に代わって確認する光栄を有します。

1 基本枠組契約の対象となる使用済燃料は、二千二十三年四月一日から二千二十七年三月三十一日までの間に日本国からフランス共和国に輸送されることが予定される。

2 基本枠組契約の対象となる使用済燃料は、二千二十四年四月一日から二千二十九年三月三十一日までの間にフランス共和国において再処理されることが予定される。

3 基本枠組契約の対象となる使用済燃料の再処理から生ずるプルトニウム及びウランは、民生用原子炉に供給するための核燃料を生産する目的のために使用される。

4 日本国政府は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が、日本国の領域においてフランス共和国の領域から基本枠組契約の対象となる使用済燃料の再処理から生ずる放射性廃棄物を受領することを確保す

る。前記の放射性廃棄物の日本国への返還の最終期日は、二千四十二年三月三十一日までとする。

5 両政府は、必要に応じて、かつ、その権限の範囲内で、この書簡の規定の遵守を確保するために適当な措置（特に、基本枠組契約の履行のための認可、許可及び免許に関するもの）をとり、及び双方の事業者による基本枠組契約の履行を恣意的に妨げない。

6 両政府は、フランス共和国が加盟国である欧州原子力共同体（以下「ユーラトム」という。）の原則であつて、放射性廃棄物又は使用済燃料の安全なかつ責任ある処分についての最終的な責任は、放射性廃棄物又は使用済燃料の仕出国にあるとするものを尊重する。

7 両政府は、ユーラトムの加盟国としての地位からフランス共和国に生ずる義務を考慮して、この書簡の規定とユーラトムの法令の規定とが抵触する場合を含め、この了解から又はこれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても遅滞なく相互に協議する。

8 この書簡の規定は、基本枠組契約の対象となる使用済燃料の再処理から生ずる放射性廃棄物の日本国への返還の完了の日又は両政府が必要に応じて外交上の経路を通じて書面によりこの書簡の規定の終了を相互に確認する日まで効力を有する。

9 この書簡の規定は、両政府間の書面による合意によりいつでも改正することができる。

本使は、前記の了解がフランス共和国政府により受諾し得るものである場合には、この書簡及び受諾する旨の閣下の返簡が両政府間の合意を構成するものとし、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

(フランス側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(日本側書簡)

本大臣は、前記の了解がフランス共和国政府にとって受諾し得るものであることをフランス共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するものとし、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて貴使に向かって敬意を表します。